近世琉球久米村士族の「冠礼」に見える儒教思想の影響について

劉

書

鈺

はじめに

儀礼にきわめて大きな影響を与えた。
伝播と共に朝鮮、日本、ベトナムなどの国に伝わり、彼らの成人といった儒教経典に記される冠礼に関する意義と儀式は、儒教のといった儒教経典に記される冠礼に関する意義と儀式は、儒教の活とれ、規範化された通過儀礼の一つである。『儀礼』や『礼記』

 車し、武家礼法の元服儀式も琉球士族のそれに影響を及ぼすこと 産摩不「御例格」に従って政治や古来の冠婚葬祭などの礼式を改 産摩藩の支配下に置かれた。その後、琉球摂政である羽地朝秀は に、禅宗の礼法や朱子の『家礼』の影響を受けた武家礼法(小とに、禅宗の礼法や朱子の『家礼』の影響を受けた武家礼法(小とに、禅宗の礼法や朱子の『家礼』の影響を受けた武家礼法(小とに、禅宗の礼法や朱子の『家礼』の影響を受けた武家礼法(小とに、禅宗の礼法や朱子の『家礼』の影響を受けた武家礼法(小とに、禅宗の礼法の元服儀式も琉球士族のそれに影響を及ぼすこと

になった。

学の角度から近世琉球の元服および烏帽子親の社会機能を論述し尚泰の元服を通じて検討した麻生伸一の研究、また近年では社会関連研究として琉球王位の継承性と元服儀礼との関係を末代国王以。琉球士族の全体的な元服儀礼に関する研究もわずかである。久米村の冠礼儀式は管見の限りこれまであまり注目されていな

近世琉球久米村士族の「冠礼」に見える儒教思想の影響について

一 中国における儒教冠礼の実行状況について

に『礼記』冠義篇には五倫などの儒教の徳目と繋げて、冠礼は儒教の礼儀において非常に重視される儀式の一つで、特

順辞令。 親父子、 凡人之所以為人者、 容体正、 和長幼。 君臣正、 顏色斉、 礼義也。 父子親、 辞令順、 礼義之始、 長幼和、 而後礼義備。以正君臣、 在於正容体、 而後礼義立。故 斉顏色、

嘆いていた。

礼之始也。是故古者聖王重冠。 冠而後服備、服備而後容体正、顏色斉、辞令順。故曰、冠

が理由であるとされる。

さい、発育が悲順になる。それによって君臣関係が正しくなり、父子関係が親しくなり、長幼の秩序が調和するようにはじめて服(成人として認められる服装)が備わり、さらに容体はじめて服(成人として認められる服装)が備わり、さらに容体はじめて服(成人として認められる服装)が備わり、さらに容体はじめて服(成人として認められる服装)が備わり、さらに容体はじめて服(成人として認められる服装)が備わり、さらに容体はじめて服(成人として認められる服装)が備わり、さらに容体はじめて服(成人として認められる。そこで冠礼は全ての礼儀の発端であるという。古代の聖王が冠礼を重視したのはこれ、後の発端であるとされる。

八六)は『書儀』巻第二・冠儀の中で以下のように当時の状況をや礼儀の成立と深く関わる重要な礼儀であり、すべての礼法の始まりでもあると見なされている。『儀礼』の士冠礼篇はこうした中国古代における士人の成人儀式の方法として伝えられてきた。しかし、その後、長年にわたる戦乱や社会風俗の変化のため、しかし、その後、長年にわたる戦乱や社会風俗の変化のため、しかし、その後、長年にわたる戦乱や社会風俗の変化のため、という徳目

冠義曰、冠者礼之始也。是故古之道也。成人之道者將責成人

由不知成人之道故也。
由不知成人之道故也。
由不知成人之道故也。
自由不知成人之道故也。
由不知成人之道故也。
自由不知成人之道故也。
自由不知成人之道故也。
自由不知成人之道故也。

可馬光によれば、『礼記』冠義篇では冠礼が礼の出発点とされている。成人になるためには、成人の礼(冠礼)を行う責務がある、成人の礼は、「人の子」、「人の弟」、「人の臣」、「人の少」という四成人の礼は、「人の子」、「人の弟」、「人の臣」、「人の少」という四成人の礼は、「人の子」、「人の弟」、「人の臣」、「人の少」という四は極めて重要である。しかしながら、この冠礼が行われなくなって入しく、田舎ではまれに「上頭」の名で行われることがあったが、都市の住人たちは誰もそれを行わない。近世以降、社会の風潮は軽薄になり、生まれたばかりの赤ん坊ですら「巾帽」をかぶ神経でする質情が広まっている。官位を持つ者たちは、赤ん坊のために「公服」を用意していい気になっている。そのため、十歳を過ぎてなお「總角」(子供の髪型)をしている者は少ない。これらの人々なお「總角」(子供の髪型)をしている者は少ない。これらの人々なお「總角」(子供の髪型)をしている者は少ない。これらの人々なお「總角」(子供の髪型)をしている者は少ない。これらの人々なお「總角」(子供の髪型)をしている者は少ない。これらの人々なお「總角」(子供の髪型)をしている者は少ない。

以上、司馬光の嘆きはその後、南宋の朱熹(一一三〇~一二〇

○)の『家礼』第二・冠礼や『小学』外篇においても、冠礼実施の重要性に関する根拠として引用された。朱熹は『家礼』の編纂の重要性に関する根拠として引用された。朱熹は『家礼』の編纂の重要性に関する根拠として引用された。朱熹は『家礼』の編纂の重要性に関する根拠として引用された。朱熹は『家礼』の編纂の重要性に関する根拠として引用された。朱熹は『家礼』の編纂の重要性に関する根拠として引用された。

一定の程度で儒教儀礼とその思想の影響を受けたと考えられる。トナム、琉球などの地域では成人(元服)の儀式は、少なくともの儒教儀礼書が東アジア諸国に広まるにつれて、朝鮮、日本、べそれにもかかわらず、『礼記』や『儀礼』、そして『家礼』など

二 琉球の元服儀礼について

(一) 「結欹髻」について

十六姓)の裔は髻を頭の中央に結ぶという。 の一節があり、 警於首之右、凡有職者簪一金簪。漢人之裔、髻則結於首之中」と 成人式の起源が開国君主の伝説に結びつけられているものの、 あることが示唆されている。ただし、『由来記』では琉球における 述が見られ、「欹髻」の儀式が初代琉球国王である舜天王と関連が 坤・片髪には、「当国片髪者、舜天王、其為人也、右髪上、 る記述も見受けられる。そこには、「男子不去髭、亦不羽冠、但結 天王自体が琉球伝説中の国王であり、その真実性には疑問が残る。 いう役名も確認されるが、その儀式の様相については不明である。 に来琉した陳侃の『使琉球録』(一五三四)には、「欹髻」に関す 資料をたどると、 常欲掩其角。故右鬢上結鬢。国人皆法之、始結欹鬢」との記 『球最初の地誌である『琉球国由来記』(一七一三) 卷四・事始 琉球人は髻を頭の右に結ぶ一方で、漢人(閩人三 嘉靖十年(一五三一)に尚清を冊封するため 生一肉 舜

資料には、久米村人が順治九年(一六五二)に明代漢人の髻を琉門四)において、「言語は日本人と同之、但少つゝは違と也、髮を四四)において、「言語は日本人と同之、但少つゝは違と也、髮を頭の右にからわに結之計也」との記述がある。つまり、十六世紀のら十七世紀初頭にかけて、琉球の「欹髻」は、「剃髪」せずに髪をから十七世紀初頭にかけて、琉球の「欹髻」は、「剃髪」せずに髪をから十七世紀初頭にかけて、琉球の「欹髻」は、「剃髪」せずに髪をいるでは、「当時では、久米村人が順治九年(一六五二)に明代漢人の髻を琉響を頭の右側に結ぶ風俗を維持していた。ただ、久米村の名家譜響を頭の右側に結ぶ風俗を維持していた。ただ、久米村の名家譜響を頭の右側に結ぶ風俗を維持していた。ただ、久米村の名家譜響を頭の右側に結ぶ風俗を維持していた。ただ、久米村の巻を琉響を頭の右側に結ぶ風俗を維持していた。

五二年の間に変化が生じていたようである。によれば、琉球の元服儀礼である「欹髻」は一六一〇年から一六球の「欹髻」に改める際に「剃髪」の手順が記されている。これ

(二) 武家の元服儀礼と琉球

正変化したことが確認できる。 「主変化したことが確認できる。 原に変化したことが確認できる。 原に変化したことが確認できる。

さらに、首里士族の「阿姓家譜」では、康熙三十三年(一六九四)間子親をつとめ、これは王家の烏帽子親に関する初の記録となる。康熙十五年(一六七六)に元服した際には、当時の名護王子が烏康熙十五年(一六七六)に元服した際には、当時の名護王子が烏忠』という日本武家元服儀礼用語の使用が見られる。琉球『王代剃』という日本武家元服儀礼用語の使用が見られる。琉球『王代刺』という日本武家元服儀礼用語の使用が見られる。琉球『王代刺』という日本武家元服儀礼用語の使用が見られる。琉球『王代刺』という日本武家元という日本

受けられる。
一七一二)の元服儀礼に参加し、御烏帽子親となって王子に「御・一七一二)の元服儀礼に参加し、御烏帽子親となって王子に「御に八世の阿邦卿(伊舎堂親方守浄)は、佐敷王子尚益(一六七八

もちろん、近世琉球で一般に元服する時には烏帽子ではなく、「八巻」(ハチマキ)と呼ばれるかぶり物が使用されている。また、「の島津家の「覚書」には、この点について以下のように詳細が記の島津家の「覚書」には、この点について以下のように詳細が記の島津家の「覚書」には、この点について以下のように詳細が記されている。

少ニ而 以 乍憚奉存候、 見得申候、 譯相替申候、 知不申、 公御元服之御作法と、當時之御作法と者、右之通相替爲申儀 二御座候得共、忠久公御幼少二而御元服被成 元服と御唱爲被成と相見得申候、御作法之次第古來之儀者相 (前略)御元祖忠久公、於鶴岡御幼小ニテ御元服被成候由緒を 御家之御舊式と被相定、御代々様御中剃被遊候節を、 御元服被成儀御座候得者 到頃日候而者、 御規式之次第付而者、右段々之儀を以可被遊儀と 然共御家御元服之儀者、 伊勢流と相見得申候、義久公 將軍家之御元服と者、 古來以來之御舊式と相 御代々樣御幼 其 御

御記録奉行

これによれば、島津家の初代島津忠久(一一七九~一二二七)は鶴岡八幡宮での元服儀式を島津家の伝統とし、代々「御中剃」を行うのを「御元服」と呼ぶ慣習を確立した。元服の儀式の詳細な礼法について初期の作法は不明であるが、近世では伊勢流の影響が見られるようになっているという。島津義久(一五三三~一六一一)と島津義弘(一五三五~一六一九)の元服儀式は、古代の慣習とは異なりつつも、島津忠久以降の伝統を守り、幼少期に元服することが行われたため、島津家の元服は徳川将軍家と異なるとされている。また『旧記雑録追録』によれば、島津忠久は文るとされている。また『旧記雑録追録』によれば、島津忠久は文るとされている。また『旧記雑録追録』によれば、島津忠久は文るとされている。また『旧記雑録追録』によれば、島津忠久は文るとされている。また『旧記雑録追録』によれば、島津忠久は文の情習とは異なりつも、島津家の初代島津忠久(一五三二七)の情では、一九、一二二七)ので記述を行かれたため、島津家の伝統とし、代々「御中剃」を行うのを行うのでは、日本のでは、日本の様式を記述を持ている。

近世琉球久米村士族の「冠礼」に見える儒教思想の影響について

た新たな元服儀礼が広く王族と士族に受け入れられたといえよう。

三 久米村冠礼の様相

の習慣を維持しつつ、琉球の習俗にも同化していた。人三十六姓)の末裔である。彼らは琉球王国と中国との進貢貿易において、外交文書の作成や中国側の役人との交渉などで重要な役割を果たし、その功績により王府から「士族」としての身分がで事を、出自が中国であるため、彼らの生活様式は祖先の国人三十六姓)の末裔である。彼らは琉球王国と中国との進貢貿易人が対していた。

に成立した『五雑俎』卷十四・事部二に、
に成立した『五雑俎』卷十四・事部二に、
では、明代福建の冠礼実施状況については琉球冊封副使であっしかし、明代福建の冠礼実施状況については琉球冊封副使であったかし、明代福建の冠礼実施状況については琉球の元服儀礼を約により、詳細に知ることができない。彼らは琉球の元服儀礼を

笑其迂也。 冠則絶不復挙矣。吾長楽人最習家礼、亦間有行之者、然世多冠則絶不復挙矣。吾長楽人最習家礼、亦間有行之者、然世多古礼之尚行於今者、喪得十七、昏得十五、至於祭則苟然而已、

喪礼が全体の七割、婚礼が全体の五割で、祭礼に至ってはかなりと述べられるように、古礼が当時の福建で実施されている割合は、

いといえる。 では、一般期において儒教の冠礼を執り行っていた可能性は極めて低いう。これによれば、同じ福建出身の元祖を持つ久米村人は、明いう。これによれば、同じ福建出身の元祖を持つ久米村人は、明い方。これによれば、同じ福建出身の元祖を持つ久米村人は、明いといえる。

おいて、以下のように詳述されている。

おいて、以下のように詳述されている。

また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また順治元年(一六四四)、明王朝の崩壊に伴い、中国大陸は満また。

唐栄士臣衣冠容貌悉従国俗。

衣冠、悉従国俗以示心服清朝之意矣。 包網巾、戴方巾紗帽。至于順治庚寅始以剃髮結欹髻改用球陽包網巾、戴方巾紗帽。至于順治庚寅始以剃髮結欹髻改用球陽型, 国王察度深喜悦之、即卜宅于久米村而栖居焉。遂名其地典。 国王察度深喜悦之、即卜宅于久米村而栖居焉。遂名其地典。 国主察度深喜悦之、即卜宅于久米村而栖居焉。遂名其地典。

これによれば、洪武帝朱元璋が洪武壬申の年(一三九二)に「閩

は久米村人にとって「冠礼」を指しているといえよう。 といった表現も確認される。言い換えれば、「結欹髻」は実質的に 儀礼を採り入れたものと解釈できる。久米村の各家譜においては 習が初めて各家の家譜に登場し、これは久米村社会が琉球の元服 う。よって一六五〇年代以降、久米村においては「結欹髻」の慣 久米村人は初めて髪を剃り、欹髻を結び、琉球の衣冠を身につけ 久米村の衣冠は明朝の制度に則り、 統括させた。 琉球の国俗に従いつつ清朝に心から従順する意思を表明したとい につけることとなった。しかし、清順治庚寅(一六五〇)に至り 六姓を久米村に住まわせ、その土地を唐栄と名付けた。その後 人三十六姓」を勅賜し、琉球に文教を広めつつ同時に朝貢貿易を 「結欹髻」という表現が見受けられるが、同時に「元服」や「冠 当時の琉球国王察度はこれを大いに喜び、 網巾を包み、方巾や紗帽を頭 閩人三十

『四本堂家礼』に見える冠礼

ように詳細に記している。 祭礼式集である『四本堂家礼』には、久米村冠礼の作法を以下の 乾隆元年(一七三六)に成立した久米村士族蔡文溥家の冠婚葬

、子孫片髪結候言上写佐事持参候ハ々装束ニ而拝見仕、 物壱馳走引出物銭壱貫文可進之、 則家主御霊前致御焼 吸

礼

近世琉球久米村士族の「冠礼」に見える儒教思想の影響について

拝相済、 親之第江参、片髪結致冠服、鳥帽子親江酌取御拝仕、 方御礼二参、罷帰候而御霊前江灯明御茶御酒上御焼香御 江御香御灯明上、啓聖祠ハ御香計上御拝仕、 候而登 刀并髪結勝手之者壱人同心巣篭飯酎ケい致持参、鳥帽子 以鳥帽子親相賴、簪八巻等相調置、 今日何某片髮結候言上為有之由申上御拝可仕候、 城致御拝、御役人方為御礼参上、夫より孔子廟 父母酒迎有之時御拝可仕候 御拝之日未明二、 惣役長史之 前 剃

同居之子弟片髮結候規式同格之事

若秀才ニ成申時も御拝之規式は同前ニ候事 鳥帽子親ハ前日約束申入御拝之日請待可仕候。 百田紙扇子之間分力次第見合可進候事。 引出物ハ

もに 巻」(かぶり物)などの準備も整える。「御拝の日」(国王への拝 る。 髪結 主は「言上写」を御霊前(祖霊)に供えて焼香し、「今日、誰の片 吸い物を振る舞い、礼として銭一貫文を差し上げる。さらに、家 の「言上写」を家に持ってくれば、家主は正装して出迎え、彼に すなわち、 また、事前に鳥帽子親を手配し、元服に用いられる簪や「八 の早朝には、 「巣篭飯」と「酎ケい」(酒海)を携え、 (結欹髻) を王府に申請して許可された」と報告して拝礼す 王府から佐事(下役)が子孫片髪結(元服の申請 元服者は「剃刀」と「髪結」に熟練する者とと 烏帽子親の屋敷を訪

には、謹んで拝礼するという。 る場合には、謹んで拝礼するという。 る場合には、謹んで拝礼するという。 る場合には、謹んで拝礼するという。 る場合には、謹んで拝礼するという。 る場合には、謹んで拝礼するという。 で三、四寸ほど露出させ、年長になると頭髪を剃り、腋を縫った形に代えるという。 そして烏帽子親と酒を交わして拝礼を行う。 たちにも挨拶を交わす。帰還後、久米村の孔子廟にて御香と御灯たちにも挨拶を交わす。帰還後、久米村の孔子廟にて御香と御灯たちにも挨拶を立い自宅が表して拝礼するという。 では、謹んで拝礼する。そのあと、父母にお酒で迎えられる場合には、謹んで拝礼するという。

の御拝は冠礼と同様にすべきだという。ばる。なお、久米村人が「若秀才」に昇進する場合にも、国王へする。引出物については身分財力によって百田紙や扇子を差し上いては、元服の前日に事前に約束を交わし、「御拝の日」には招待また、同居する子弟の元服儀礼もこれに準じる。鳥帽子親につまた、同居する子弟の元服儀礼もこれに準じる。鳥帽子親につ

死去三年のうちには元服を行うべきではないとの規定も見られる。の執行を申請しなければならない。また『四本堂家礼』には父母による証文の次書(署名が付いた確認書)を携えて大与座に元服による証文の次書(署名が付いた確認書)を携えて大与座に元服が、琉球戸籍を司る機関である大与座の「規模帳」によれば、士が、琉球戸籍を司る機関である大与座の「規模帳」によれば、士が、琉球戸籍を司る機関である大与座の「規模帳」によれば、士が、琉球戸籍を司る機関である大り座の規定も見られる。

(二)『嘉徳堂規模帳』に見える冠礼

と若干異なるところが見られる。以下に全文を引用する。式集である『嘉徳堂規模帳』における冠礼の作法は『四本堂家礼』次に十九世紀後半に成立した久米村士族鄭為基家の冠婚葬祭礼

冠礼之事

- 子孫片髪結候言上写、作事持参候ハゞ、 酒迎有之時、御拝可仕候。 観音御霊前江燈明御酒上ゲ、 江御届参上、大宗方江御焼香御拝仕候。 御灯明上、啓聖祠は御香計上御拝仕、総役長史読書師匠 拝可相勤候。御役人方為御届参上、夫より孔子廟江御香 ゲさせ候はゞ、 二而巣籠飯酒いり致持参烏帽子親之宅江参、梳三度押上 勝手之者相頼、 上御拝可仕候。前以簪八巻等相調置烏帽子親並剃刀髮結 御霊前江上致御焼香、今日何某片髪結候言上為相済由 吸物一ツ馳走、 引出物銭壱貫文可進候。 則烏帽子親江酌取御拝仕、 片髪結可仕候。御拝之日ニは未明朝八巻 御焼香御拝仕候。 装東ニ而拝見仕 罷帰候而火神御 則家主言上写取 左候而登城御 相済父母
- 一、鳥帽子親は前日約束申入御拝之日請持可仕候。一、同居之子弟片髪結候規式同格之事。

引出物は

扇子二本可進事

以上の記述によれば、『嘉徳堂規模帳』における元服の儀式の流れは、おおむね『四本堂家礼』と一致していることがわかるが、れは、おおむね『四本堂家礼』と一致していることがわかるが、大田いて三度にわたり元服者の髪を押し上げて髻を結ぶ点、首里を用いて三度にわたり元服者の髪を押し上げて髻を結ぶ点、首里を訪れて焼香や拝礼を行う点、帰宅後には火神や御観音に灯明とを訪れて焼香や拝礼を行う点、帰宅後には火神や御観音に灯明とを訪れて焼香や拝礼を行う点、帰宅後には火神や御観音に灯明と変した。 現との酌み交わしでは、烏帽子親から三献を受け、烏帽子親には扇子を二本贈るという特徴も見られる。

(三) 儒教冠礼と久米村の冠礼

これらは儒教における冠礼の実践の基盤を形成している。は以下のように『礼記』冠義篇に包括的に説明がなされており。が詳細に規定されている。さらにこの儀式の進行の意味に関してそもそも古代冠礼の儀式は『儀礼』士冠礼篇においてその作法

成也。已冠而字之、成人之道也。見於母、母拝之、見於兄弟、為国本也。故冠於阼、以著代也。醮於客位、三加彌尊、加有古者冠礼筮日筮賓、所以敬冠事、敬冠事所以重礼、重礼所以

於郷大夫、郷先生、以成人見也。兄弟拝之、成人而與為礼也。玄冠、玄端奠摯於君、遂以摰見

本来、儒教の冠礼儀式は祖霊を祭る「廟」もしくは「祠堂」をある。そして礼を重んじることが国の本となるという。まる。そして礼を重んじることが国の本となるという。ある。そして礼を重んじることが国の本となるという。

また冠礼は「廟」の前の東の階段(阼階)で執り行われる。「阼」は主人(家主)が「賓」を接待するところで、ここで冠者の酒を交わして「醮」を行う。これは冠者を成人として尊敬し、賓酒を交わして「醮」を行う。これは冠者を成人として尊敬し、賓客のように接待することを意味する。そして加冠者は冠者に三種客のかぶり物を被せる「三加」を行う。すなわち初加の時は「緇布冠」、次加の時は「皮弁冠」、三加の時は「爵弁冠」である。そのかぶり物を次第に尊くしていくのは、冠者に成人たる責任を加のかぶり物を次第に尊くしていくのは、冠者に成人たる責任を加るためである。冠礼が終わると、加冠者は冠者に「字」を授けて成人となったことを示すという。

に冠者は玄冠・玄端(士としての冠服)を身につけ、「摰」(手みこれは成人となって親類とともに礼を行うことであるという。次その後、冠者は母と兄弟に面会し、母と兄弟はこれに拝礼する。

を開立のところに持参し、さらに「贄」を持って郷の大夫やげ)を君主のところに持参し、さらに「贄」を持って郷の大夫に面会するが、それは成人の姿で面会するとされる。 以上は『礼記』冠義篇に見られる冠礼の説明である。それらを 久米村の冠礼儀式と比べると、久米村人は祖霊を祭る空間である 「廟」や「祠堂」ではなく、「烏帽子親」の屋敷で冠礼を執り行っている。また冠礼儀式を進行するにあたり、三種類のかぶり物を だけで冠礼を終える。要するに久米村における冠礼儀式の具体的 だけで冠礼を終える。要するに久米村における冠礼儀式の具体的 な儀節は、まさしく先行研究が指摘しているように、儒教の礼式 な儀節は、まさしく先行研究が指摘しているように、儒教の礼式 とはかなり違うのである。

実は明・丘濬(一四二一~一四九五)『文公家礼儀節』巻二・冠 まりになっているのである。 実は明・丘濬(一四二一~一四九五)『文公家礼儀節』巻二・冠 をようになっているのである。 実は明・丘濬(一四二一~一四九五)『文公家礼儀節』巻二・冠 をようになっているのである。

於君、遂以摯見於郷大夫、郷先生、以成人見也」という記述に近挨拶するが、それは『礼記』冠義篇に記される「玄冠・玄端奠摯て国王に拝謁し、役人方や久米村の総役、長史、また読書師匠にまた、久米村では冠礼が終わると、元服した者が首里城に登っ

似していると考えられる。

心要があったのである。 これについて久米村の冠礼は、王府に「申請」して許可されれて、 を表す で、それゆえに彼らは十五歳頃に元服すると「秀才」の位階が王 で、それゆえに彼らは十五歳頃に元服すると「秀才」の位階が王 で、それゆえに彼らは十五歳頃に元服すると「秀才」の位階が王 府によって与えられ、元服した者は首里城に登って国王に拝礼し、 をで、それゆえに彼らは十五歳頃に元服すると「秀才」の位階が王 のであったのであって で、それゆえに彼らは十五歳頃に元服すると「秀才」の位階が王 で、それゆえに彼らは十五歳頃に元服すると「秀才」の位階が王 のであったのである。

四 久米村士族の冠礼に見える儒教思想

一) 蔡大鼎の「擬長孫元服記」について

大米村士族の冠婚葬祭礼式集である『四本堂家礼』と『嘉徳堂 人米村士族である蔡大鼎(一八二三~?)による「擬長孫元服記」 には、入米村人が冠礼に対する思想は説明されていないが、久米村士 規模帳』には冠礼に対する思想は説明されていないが、久米村士

その後、光緒五年(一八八〇)に北京で活動していた蔡大鼎は、を救済すべく、光緒元年(一八七六)には陳情特使として渡清し、明治政府による琉球処分に伴い、存亡の危機に直面した琉球国

している。それは次のとおりである。手配するための文章「擬長孫元服記」をその『北上雑記』に記録孫が元服すべき適切な年齢に達したとの報せを受け、孫の元服を

擬長孫元服記

夫冠者、 為喜報之兆焉、 燕朋満座、家庭之会飲、 礼焉。惟是悠々喬梓、均作客於京師。茲雖未獲鴻音、 之。第三曰、以立身行道、顕親揚名為最〕使吾長孫、 使其加戴新冠、兼祝以吉辞〔古礼其辞有三段。第一曰、 労王事、 錫書之嫡子上台、年将及冠。想故園親戚、定必因我父子之勒 勤学業、立志克己為最。第二曰、更以成人之道、 為成人而設、 遠在燕京、代為延請、于戚親友中、擇有品行者為賓 可 也³¹ 亦礼之所重也。由来本久矣。今我長男 得毋為吾孫憂乎。予特此手誌、 而行冠 而念及 先倡 以敦

る時には、吉辞を述べさせ、冠礼を執り行わせるが、この吉辞にれた儀式で、重要な儀式であり、その由来は極めて古いという。
上台が冠礼を行うべき年齢に達しているところから、故郷(久子上台が冠礼を行うべき年齢に達しているところから、故郷(久子上台が冠礼を行うべき年齢に達しているところから、故郷(久来村)にいる親戚に頼んで親戚や友人の中から品行ある者を選んが「賓」とするように指示している。「賓」に孫のために加冠させで「賓」とするように指示している。「賓」に孫のために出けられた儀式で、重要な儀式であり、その由来は極めて古いという。

身行道、顕親揚名為最」であるという。立志克己為最」、第二は「更以成人之道、加勉之」、第三は「以立は古礼によれば三つの部分がある。第一は「以敦孝弟、勤学業、

黄耇無疆、受天之慶」という祝辞である。 (32) 令辰、乃申爾服。敬爾威儀、 ぶり物を冠者の頭に被せるが、そのたびに賓は冠者に対して成人 ているが、『儀礼』や『家礼』に見られる祝辞とはかなり異なる。 を贈らせるという。これらの吉辞は「古礼」に由来すると記され 「烏帽子親」が、ここでは明確に儒教の「賓」と表現されており 加では「以歳之正、以月之令、咸加爾服。 服。棄爾幼志、順爾成德。壽考維祺、以介景福」、再加では「吉月 親戚や友人から品行方正な者を選ぶべきであると指示されている。 れている。さらに、『四本堂家礼』や『嘉徳堂規模帳』に見える を意味し、人が成人となる際に執り行われる重要な儀礼と認識さ としての責任を含む祝辞を贈る。すなわち、『儀礼』士冠礼篇や 『家礼』巻二・冠礼によれば、始加の時には「令月吉日、始加元 このように、蔡大鼎にとって琉球の「元服」は、 先に触れたように儒教の冠礼では「三加」を行って三種類のか また賓に冠礼を執り行わせる際には、冠者に対して三つの吉辞 淑慎爾德。 眉壽永年、享受胡福」、三 兄弟具在、以成厥德 明らかに冠礼

の吉辞を見ると、冠者に「孝弟」という家庭道徳を忠実に実践す村における冠礼への理解が十分に表されていると考えられる。こ蔡大鼎による三つの吉辞は、古礼とは表現が違うが、彼の久米

三度梳いて押し上げて「欹髻」に結ぶ時に贈るものと考えられる。ている。そしてこの三つの吉辞はおそらく、賓が冠者の髪を櫛でい、親を顕わして名を揚げるという『孝経』由来の責任が加えられい、親を顕わして名を揚げるという『孝経』由来の責任が加えられること、学業に励み、志を立てて自律すべきこと、成人にふさわること、学業に励み、志を立てて自律すべきこと、成人にふさわ

二) 久米村の聯句に見られる冠礼

らは久米村士族の冠礼(元服)に対する理解が窺える。どの場所に以下のような聯句を貼る習慣があり、これらの聯句かさらに久米村では冠礼を執り行う日に、屋敷の門柱や御霊前な

①正逢吉旦加元服、須棄幼心学大人。

②成人束髮朝南坐、長者加冠指日昇。

③成人可立修斉志、他日定流忠孝香。

④賓待東方初日上、冠加貴族成人頭。

⑤長者加冠童子首、成人得字貴家称。

⑥喜蒙鳳詔朝君謝、幸沐鴻恩指日昇。

⑦爵位題頒明詔裏、聖恩恭拝丹墀前。

⑧主人為子傾心望、今日作賓加帽賢。

宮良當整が書き写した『聯句集』に収録されており、すべて元服この8つの聯句は、光緒八年(一八八二)に八重山士族である

の儀式を祝う意味を持っている。

ての自覚を持ち、修身と斉家の志向を立てて、忠孝の名を高めるば良辰の日に元服する際には、冠者は幼稚な心を捨てて成人とし①と③は、冠者に求める役割に関する聯句である。これによれ

責任を求めている。

②、④、⑤は、元服儀式の作法に関する聯句である。これによって冠者で「字」を贈り、これで士族の家では「字」によって冠者で、元服する日の夜明けに、冠者は束髪して南に向いて坐し、は冠者に「字」を贈り、これで士族の家では「字」によって冠者にに対し、記者に「字」を贈り、これで士族の家では「字」によって冠者に同する聯句である。これによるという。

(6)と⑦に関しては久米村士族が元服後に「秀才」という爵位(位)を得て国王に感謝の意を表す。ここにはこのような大恩を蒙ってを得て国王に感謝の意を表す。ここにはこのような大恩を蒙ってを得て国王に感謝の意を表すべく首里城に階と⑦に関しては久米村士族が元服後に「秀才」という爵位(位)

村の冠礼儀式には形式的な儀礼にとどまらず、同時に儒教の理念以上、蔡大鼎による吉辞や久米村の聯句を通して見ると、久米が賢者となれる資質を期待するという。
また⑧の聯句では、元服において主人(冠者の父)は子供のたまた⑧の聯句では、元服において主人(冠者の父)は子供のた

に基づいた成人たる責任と義務が冠者に課せられていることがわ

「人の少」といった責任に合致している。のは、儒教冠礼の中で強調された「人の子」、「人の弟」、「人の臣」、かる。特に冠者に修身、斉家、忠孝、孝悌などの価値観を求める

まとめ

古代儒教において冠礼は礼の出発点とされ、君臣の義、父子の古代儒教において冠礼は礼の出発点とされている。しかし、中国ではその後、社会風俗の激変により冠されている。しかし、中国ではその後、社会風俗の激変により冠まの無烹などの儒学者は『儀礼』における士冠礼篇を基本としてまの無烹などの儒学者は『儀礼』における士冠礼篇を基本としておの冠礼を復興しようとした。しかし、明清時代に入ると、冠礼をの冠礼を復興しようとした。しかし、明清時代に入ると、冠礼に対する民間の関心は低く、朱子学を学んだ一部の学者の興味を引くに過ぎなかった。

儒教の礼法と知識が王府によって要求され、『礼記』、『儀礼』、『家儀礼が整備された。明時代に福建から琉球に移住した閩人三十六姓の末裔である久米村人は、一六五〇年代に清琉朝貢関係を考慮性の末裔である久米村人は、一六五〇年代に清琉朝貢関係を考慮が伝わり、琉球独自の成人儀式である「結欹髻」と結合して元服が伝わり、琉球独自の成人儀式である「結欹髻」と結合して元服が伝わり、琉球独自の成人儀式である「結欹髻」と結合して元服が伝わり、琉球独自の成人儀式である「結欹髻」と結合して元服が伝わり、琉球独自の成人儀式である「結欹髻」と結合して元服が伝わり、琉球独自の成人儀式である「はいい」といった。

服儀礼も儒教冠礼の影響を受けていく。礼』などの儒教儀礼書が久米村に伝来するにつれて、久米村の元

て「一加」だけを行っていた。
本堂家礼』や『嘉徳堂規模帳』に記される冠礼儀式の手順は、元本堂家礼』や『嘉徳堂規模帳』に記される冠礼儀式の手順は、元の屋敷で冠礼を執り行い、しかも三種類のかぶり物を被せる「三 の屋敷で冠礼を執り行い、しかも三種類のかぶり物を被せる「三 か」ではなく「八巻」という琉球式のかぶり物を冠格葬祭礼式集『四十八、十九世紀に成書された久米村士族の冠婚葬祭礼式集『四十八、十九世紀に成書された久米村士族の冠婚葬祭礼式集『四十八、十九世紀に成書された久米村士族の冠婚葬祭礼式集『四十八、十九世紀に成書された久米村士族の冠婚葬祭礼式集『四十八、十九世紀に成書された久米村士族の冠婚葬祭礼式集『四十八、十九世紀に成書された。

「人の臣」、「人の少」といった四つの責任に合致している。 に「賓」は冠者の髪を「欹髻」に結ぶ際に櫛を用いて冠者の髪を 等を贈り、成人としての役割を課していた。さらに、十九世紀末 群を贈り、成人としての役割を課していた。さらに、十九世紀末 群を贈り、成人としての役割を課していた。さらに、十九世紀末 がら、冠者に「孝弟」、「勤学業」、「立志克己」、「立 三たって、忠孝の名を高める責任も求めている。冠者に課せられる これらの要求は、儒教冠礼の中で強調された「人の子」、「人の弟」、 ただし、蔡大鼎の「擬長孫元服記」によれば、久米村士族にと

首里の士族にも「元服」に対する理解を示す文章が存在している。想の影響の様相を考察した。本稿で扱った久米村士族以外の那覇・執り行い、またどのように理解していたかについて論じ、儒教思本稿では、近世期における久米村士族が元服儀式をどのように

に異なっているのか等については今後の課題としたい。か、また彼らの「元服」は久米村士族の思想と比較してどのよう彼らがどの程度儒教思想の影響のもとで「元服」を執行していた

泊

- 即位を中心に」(『東洋学報九五(四)』、二九~五七頁、二〇一四年)。(1) 麻生伸一「近世琉球における王位継承について:尚育王と尚泰王の
- 三〜五一頁、二〇二一年)。(2) 比嘉吉志「近世琉球の元服と烏帽子親」(『沖縄文化(一二四)』、三
- 商務印書館、一九八六年)、四六七頁参照。(4) 台湾商務印書館編『景印文淵閣四庫全書 経部一三六 礼類』(台湾
- (5) 前掲白井順論文。
- 参照。 巻の五(家譜資料 第一集)本編』、那覇市、一九七六年)、三二六頁 仕、結詠髻」と見える。企画部市史編集室『那覇市史 資料篇 第一仕、結詠髻」と見える。企画部市史編集室『那覇市史 資料篇 第一
- 一九八三年)、一七六頁参照。 第一巻八(家譜資料四 那覇・泊系)』(那覇市企画部市史編集室、肩、第一巻八(家譜資料四 那覇・泊系)』(那覇市企画部市史編集室 『那覇市史 資料日、轉任西原間切幸地地頭職且擢三司官座敷〔是以爲尚氏浦添王一九八三年)、一七六頁参照。
- 国由来記』(東京美術、一九七二年)、一二五頁参照。(8) 伊波普猷:東恩納寛惇:横山重編纂『琉球史料叢書 第一巻 琉球

- (0)『当弋己』(『旦曹維纂』第二1、国青川丁小、一九一一・一九一二、編集室編』資料篇 第一巻三』(那覇市役所、一九七七年)、一二頁参照。(9) 那覇市企画部市史編集室編『冊封使録関係資料 那覇市企画部市史
- 年)、一六八頁参照。 (10) 『当代記』(『史籍雑纂 第二』、国書刊行会、一九一一~一九一二
- (1) 「蔡氏家譜」には「明朝時三十六姓裔孫皆不剃髪、包網巾、秀才戴方(1) 「蔡氏家譜」には「明朝時三十六姓裔孫皆不剃髪、包網巾、秀才戴方(1) 「蔡氏家譜」には「明朝時三十六姓裔孫皆不剃髪、包網巾、秀才戴方(1) 「蔡氏家譜」には「明朝時三十六姓裔孫皆不剃髪、包網巾、秀才戴方(1) 「蔡氏家譜」には「明朝時三十六姓裔孫皆不剃髪、包網巾、秀才戴方(1)
- (12) 前掲『冊封使録関係資料』、四九頁参照。
- (13) 前掲『冊封使録関係資料』、六〇頁参照。
- 布会、一九四二~一九四四年)、二八頁。(4) 池宮城秀栄 ,屋良朝陳編『琉球中山王代記 巻四』(琉球王代文献頒
- (15) 「阿姓家譜」には「康熙三十三年甲戌四月十五日、奉命任佐敷王子尚(15) 「阿姓家譜」には「康熙三十三年甲戌四月十五日、奉命任佐敷王子尚には「康熙三十三年甲戌四月十五日、奉命任佐敷王子尚には「康熙三十三年甲戌四月十五日、奉命任佐敷王子尚には、「陳姓家譜」には「康熙三十三年甲戌四月十五日、奉命任佐敷王子尚には、「「阿姓家譜」には「康熙三十三年甲戌四月十五日、奉命任佐敷王子尚には、「「阿姓家譜」には「康熙三十三年甲戌四月十五日、奉命任佐敷王子尚には、「「阿姓家譜」には「康熙三十三年甲戌四月十五日、奉命任佐敷王子尚には、「「阿姓家譜」には「康熙三十三年甲戌四月十五日、秦命任佐敷王子尚には、「「阿姓家譜」には「康熙三十三年甲戌四月十五日、秦命任佐敷王子尚には、「「阿姓家譜」には「康熙三十三年甲戌四月十五日、秦命任佐敷王子尚には、「「阿姓家譜」には「東熙三十五日、「「阿姓家譜」には「東熙三十三年甲戌四月十五日、秦命任佐敷王子尚には、「「阿姓家譜」には「東熙三十三年甲戌四月十五日、「「阿仲」」には、「「阿仲」」には、「「阿仲」」には、「「阿仲」」には、「「「阿仲」」には、「阿仲」」には、「阿仲」」
- (16) 鹿児島県維新史料編さん所『編鹿児島県史料 旧記雑録追録 第四
- 巻』(鹿児島、一九七四年)、三六四頁参照。
- 臨川書店、二〇一〇年)、關根正直「冠禮の變遷」(『日本風俗史講座(18) 近藤啓吾「元服の心」(『四礼の研究――冠婚葬祭儀礼の沿革と意義』、

- 第四卷』、雄山閣、一九二九年)。
- 類』(上海古籍出版社、一九九五年)、六三六頁参照。(19) 續修四庫全書編纂委員會編『續修四庫全書 一一三〇・子部・雑家
- 角川書店、一九七四)、二二〇頁参照。(20) [鄭秉哲ほか原編]、球陽研究会編『球陽』(『沖縄文化史料集成(五)』
- 九七一年)、二〇八頁(21) 崎濱秀明『沖縄旧法制史料集成 第五巻 蔡家家憲』(崎濱秀明、一
- 前掲『冊封使録関係資料』、七五頁参照。(22)「幼童、衣袖脇下令穿露三、四寸許、年長、剃頂中髪、即縫屬之」。
- 九一年)、七八頁参照。

 科 前近代六 首里王府仕置二』(沖縄県教育委員会、一九八一~一九料 前近代六 首里王府仕置二』(沖縄県教育委員会、一九八一~一九料 前近代六 首里王府仕置二』(沖縄県立図書館史料編集室『沖縄県史(23)「一諸士之子共拾五歳以上当座へ申出蒙御免元服仕候模ニ候故一門
- 四〇頁参照。 (24) 「一父母死去之後三年中、元服并嫁娶不仕事」。前掲『蔡家家憲』、三
- 学沖縄文化研究所、一九八五年)、二八頁参照
 (25) 法政大学沖縄文化研究所『沖縄研究資料七 嘉徳堂規模帳』(法政大
- (26) ただ『家礼』において、冠礼は自らの廰堂(大広間)で執り行われ
- (27) 前掲三浦、白井論文。
- 興、易服〔冠者、改旧服。著時服。納靴出。降西階立。少東南向〕、賓門、易服〔冠者、改旧服。著時服。納靴出。降西階立。少東南向〕、賓門、易服〔冠者、西門之儀、不用祝。先期、擇親属一人、為實、子弟一人為贊、一為礼生。主人、立堂下東階上、賓立西階上。礼實、子弟一人為贊、一為礼生。主人、立堂下東階上、賓立西階上。礼實、将冠者即席、跪〔冠者、拝〕、梳髮、合髻、行加冠礼。賓盥、進冠唱、将冠者即席、跪〔冠者、拝〕、梳髮、合髻、行加冠礼。賓盥、進冠唱、将冠者即席、跪〔冠者、拝〕、梳髮、合髻、行加冠礼。賓盥、進冠唱、将冠者即席、跪〔冠者、拝〕、梳髮、不睹似其儀、別為儀節以附其下。行礼之儀。今恐人家有力、不能備礼者、略做其儀、別為儀節以附其下。行礼之儀。今恐人家礼儀節〕卷二・冠礼に「按鄭氏家儀、有或因事故倉促、簡便

- 化事業、一九九七年)、四七三~四七四頁参照。 と記者、賓主俱降階、祝辞〔用前辞。若賓不能祝。只曰字汝曰某〕、冠字冠者、賓主俱降階、祝辞〔用前辞。若賓不能祝。只曰字汝曰某〕、冠字冠者、賓主俱降階、祝辞〔用前辞。若賓不能祝。只曰字汝曰某〕、冠字冠者、賓主俱降階、祝辞〔用前辞。若賓不能祝。只曰字汝曰某〕、冠字武者、賓主俱降階、祝辞〔用前辞。若賓不能祝。只曰字汝曰某〕、冠字武者、
- 学文化交渉学教育研究拠点(ICIS)、二〇一二年)。ジアの「越・韓・琉」―歴史学・考古学研究からの視座――』、関西大帳」(周縁の文化交渉学シリーズ6『周縁と中心の概念で読み解く東ア帳」(周縁の文化交渉学シリーズ6『周縁と中心の概念で読み解く東アー・豊見山和行「近世琉球の政治構造について――言上写・僉議・規模
- 琉歴史関係国際学術会議論文集、一九八八年)。 (第一届中)
- ○一三年)、二七四~二七五頁参照。
- 籍出版社、二〇二〇年)、三九~四一頁参照。(3)(宋)朱熹撰;(日)吾妻重二彙校『朱子家礼:宋本彙校』(上海古〇一三年)、二七四~二七五頁参照。
- (3) 八重山士族の元服儀礼において烏帽子親は元服者の髪を三度梳いて)、五二六頁。
- (34) 琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵『聯句集』(文書番号 MI040)、(34) 琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵『聯句集』(文書番号 MI040)、(34) 琉球大学附属図書館宮良殿内文庫蔵『聯句集』(文書番号 MI040)、

Influence of Confucian Thought on Early Modern Coming-of-Age ceremonies of the Samurai Class in KumeMura

LIU Shuyu

Coming-of-age ceremonies, referred to as "冠礼" (guanli) in Chinese, have ancient origins and are integral Confucian rituals. Their significance and procedures are delineated in "Yili" (儀礼) and "Liji" (礼記). These practices have profoundly influenced adulthood ceremonies in the neighboring countries of Korea, Japan, and Vietnam. Following the Battle of Sekigahara in early modern Japan, the Tokugawa shogunate's warrior-class etiquette was shaped by Zen Buddhism traditions, particularly the Ogasawara-ryu and Ise-ryu. Additionally, Zhu Xi's "Family Rituals" influenced the conduct of feudal lords.

Upon the Ryukyu Kingdom being incorporated into Japan's feudal system in 1609, Ryukyuan ceremonies were reformed under Satsuma's influence. Warrior-class etiquette from Japan's coming-of-age ceremony permeated Ryukyuan customs. In Kumemura, inhabited by descendants of Chinese immigrants and a gateway between Ryukyu and China, Confucian scholars developed the coming-of-age ceremony based on Confucian principles. This influence subsequently spread throughout the Ryukyuan nobility through Kumemura.

This manuscript examines the genpuku (元服) ceremony of Kumemura's samurai class during the early modern period. Using sources such as the Shihon-dou Kairei and Katoku-dou Kibo-cho — ritual guides for life events — this study analyzes the conduct of the samurai's genpuku ceremony. Insights from 蔡大鼎's "擬長孫元服記" and Kumemura antithetical couplets are incorporated to further illuminate the samurai's understanding of the ceremony. This study provides a comprehensive analysis of the influence of Confucian thought on these practices.

キーワード:元服 (Genpuku)、薩摩 (Satsuma)、聯句 (couplet)、 首里城 (Shuri Castle)